

新年明けましておめでとうございます。コロナ感染が収束しない中での新年となりましたが皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えられたこととお喜び申し上げます。

さて、今年は、どんな年になるのか干支の運勢を見てみたいと思います。
今年の干支は、「壬寅（みずのえ・とら）」年です。

○壬寅年は、「陽気をはらみ、春胎動を助く」とし、冬が厳しいほど、春の芽吹きは生命力にあふれ華々しく生まれる年になるとされています。

○春の胎動が大きく花開くためには、地道な自分磨きを行い、実力を養う努力も必要であるとのことだそうです。

未だコロナ感染が収束しない中で、景気も湿りがちですが、壬寅を心に留めながら、職員一同力を合わせ、皆様の事業が力強く発展するよう尽力してまいりたいと思いますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。
皆様のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶といたします。

税理士 佐々木英子

住宅ローン減税制度の改正について

昨年末に期限を迎えました「住宅ローン減税」は、2022年（令和4年）に改正され、令和7年の入居分まで4年延長したうえで住宅ローン減税の控除額が「年末時点の借入残高の0.7%」と「残高上限3000万円」に引き下げられます。

【改正のポイント】

○住宅の取得等に係る消費税が10%の住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置が延長されます。

○合計所得金額が3,000万円以下の場合に床面積が50㎡以上の住宅が対象でしたが、合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象となります。

○住宅ローン控除について、次の特例措置が講じられます。

	改定後
控除期間	13年（中古は10年）
居住要件	一定の※期間に契約した場合、 令和3年1月1日～令和4年12月31日の間に居住の用を供すること。 ※期間 ・新築：令和2年10月1日～令和3年9月30日 ・中古、増改築等 ：令和2年12月1日～令和3年11月30日
面積要件	床面積： <u>40㎡以上</u>
所得要件	控除の適用を受ける年の合計所得金額 ・床面積 <u>40㎡以上50㎡未満</u> <u>1,000万円以下</u> ・床面積50㎡以上の住宅 3,000万円以下



※消費税等の税率が10%である住宅の取得等に限られます。